

鳥取県公報

令和7年3月28日(金) 号外第33号

毎週火・金曜日発行

		目	次	
\Diamond	人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改立では 管理職手当に関する規則の一部を改立 職員の職務の級の分類に関する規則の	正する規則(6)(〃)・・・・	• • • • • • • • • • 11

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久美子

鳥取県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(令和6年鳥取県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前			
	別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員(第2 条関係) 1 知事の事務部局				別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員(第2 条関係) 1 知事の事務部局			
	組	織	職		組	.織	職	
	本庁	略			本庁	略		
		原子	主幹、主幹研究員、副主幹、			原子	主幹、主幹研究員、副主幹、	
		力環	主任研究員及び研究員			力環	主任研究員及び研究員	
		境セ				境セ		
		ンタ				ンタ		
		_				_		
						地 域	参事(学芸員の資格を有する	
						社 会	ものに限る。)	

美術 課長 (学芸課の課長に限 る。)、主幹、主幹学芸員、 館

副主幹、主任学芸員及び学芸

略

略

2 · 3 略

略 2 · 3 略

振 興 部

館

略

美 術 | 主幹、主幹学芸員、副主幹、

主任学芸員及び学芸員

第2条 給料表の適用範囲に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前 別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(第 別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(第 2条、第3条関係) 2条、第3条関係) 1 教育機関 1 教育機関 組織 組織 校長、副校長、教頭、主幹教 校長、副校長、教頭、主幹教 高等学校 高等学校 諭、指導教諭、教諭、養護教 諭、教諭、養護教諭、栄養教 特別支援学校 特別支援学校

渝、栄養教諭、実習教諭、講 師、寄宿舎教諭、助教諭、養 護助教諭、実習助手及び寄宿 舎指導員 略 図書館 指導主事及び資料相談員

2 教育委員会事務局

組	織	職
本庁	略	
	生支援教相セター	課長補佐(学校教育の指導を 担当する者に限る。)、係長 (学校教育の指導を担当する 者に限る。)及び指導主事
	略	

3 知事の事務部局

3 州 尹	がプザ物ロ	5/FJ
組織		職
本庁	交流推進課	専門員(外国で日本語の指導を行う者に限る。)
	教育学課	課長補佐、主幹、係長及び副 主幹(私立学校、私立専修学 校及び私立各種学校を担当す る者に限る。)
	略	
	子ど	係長及び副主幹(学校等関係
	も発	機関との調整強化を担当する
	達支	者に限る。)
	援課	

	論、実習教諭、講師、寄宿舎 教諭、助教諭、養護助教諭、 実習助手及び寄宿舎指導員
略	
図書館	学校図書館支援員及び資料相
	談員
略	

2 教育委員会事務局

組	織	職
本庁	略	
	いじ	課長補佐(学校教育の指導を
	<u>め・</u>	担当する者に限る。) <u>、次長</u>
	<u>不 登</u>	<u>(教育相談を担当する者に限</u>
	校総	<u>る。)</u> 、係長(学校教育の指
	<u>合 対</u>	導を担当する者に限る。)及
	策 セ	び指導主事
	<u>ン タ</u>	
	=	
	略	

3 知事の事務部局

3 和事	3				
組織		職			
本庁	交推課	専門員(外国で日本語の指導 を行う者に限る。)			
	略				
	子ど	係長及び副主幹(学校等関係			
	も発	機関との調整強化を担当する			
	達支	者に限る。)			
	援課				
	総合	課長補佐、主幹、係長及び副			
	教 育	主幹(私立学校、私立専修学			
	推進	校及び私立各種学校を担当す			
	課	る者に限る。)			
	山陰	主幹、副主幹、総括専門員及			
	海岸	び専門員(学校その他の教育			
	ジオ	機関との調整を担当する者に			
	パー	限る。)			
	ク 海				
	と大				

地方	略	
機関	公 文書館	室長、課長補佐、主幹、副主 幹及び専門員
	略	
	倉 総 看 専 学校	副校長、課長(教務課の課長 に限る。)、主幹、教務主 幹、副主幹、教務主任及び講 師
	山海ジパクと地自館陰岸オー海大の然	主幹、副主幹、総括専門員及 び専門員(学校その他の教育 機関との調整を担当する者に 限る。)

地の 自然 館 地 方 略 機関 公 文 課長補佐、主幹、副主幹、総 書館 <u>括専門員</u>及び専門員 男女|課長補佐、主幹、係長及び副 共 同 主幹 (学校との連携及び学校 における啓発に関する業務を 参 画 セン 担当する者に限る。) ター 略 倉 吉 副校長、課長(教務課の課長 総 合 に限る。)、主幹、教務主 看護幹、副主幹、教務主任及び講 専 門 学校

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員(第 別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員(第 2条、第3条関係)

1 教育機関

職			
校長、副校長、教頭、主幹教			
諭 <u>、指導教諭</u> 、教諭、養護教			
諭、栄養教諭、講師、助教諭			
及び養護助教諭			
指導主事及び資料相談員			

2 教育委員会事務局

組	織	職
本庁	略	
	生 徒	課長補佐(学校教育の指導を
	<u>支</u>	担当する者に限る。)、係長

2条、第3条関係)

1 教育機関

組織	職
小学校	校長、副校長、教頭、主幹教
中学校	諭、教諭、養護教諭、栄養教
義務教育学校	諭、講師、助教諭及び養護助
	教諭
略	
図書館	学校図書館支援員及び資料相
	談員
略	

2 教育委員会事務局

組	織	職
本庁	略	
	<u>いじ</u>	課長補佐(学校教育の指導を
	め・	担当する者に限る。) <u>、次長</u>

	援 ・ 教 育 相 談 セン ター	(学校教育の指導を担当する 者に限る。)及び指導主事
	略	
略		

3 知事	事の事務部局					
組	織	職				
本庁	交 流	専門員(外国で日本語の指導				
	推進	を行う者に限る。)				
	課					
	教育	課長補佐、主幹、係長及び副				
	学 術	主幹(私立学校、私立専修学				
	課	校及び私立各種学校を担当す				
		る者に限る。)				
	略					
	子ど	係長及び副主幹(学校等関係				
	も発	機関との調整強化を担当する				
	達支	者に限る。)				
	援課					
₩ +	m/s					
地方	略	安臣 細目婦化 子林 副子				
機関	公 文書館	<u>室長、</u> 課長補佐、主幹、副主 幹及び専門員				
	音貼	計火い労门貝				
	pr t-					
	略					

	<u>不 登</u>	(教育相談を担当する者に限
	校総	<u>る。)</u> 、係長(学校教育の指
	合 対	導を担当する者に限る。)及
	策 セ	び指導主事
	ン タ	
	<u>-</u>	
	略	
略		

知恵の東務郊昌

3 知事	田事の事務部局				
組	織	職			
本庁	交 流	専門員(外国で日本語の指導			
	推進	を行う者に限る。)			
	課				
	略				
	子ど	係長及び副主幹(学校等関係			
	も発	機関との調整強化を担当する			
	達支	者に限る。)			
	援課				
	総合	課長補佐、主幹、係長及び副			
	教 育	主幹(私立学校、私立専修学			
	推進	校及び私立各種学校を担当す			
	課	る者に限る。)			
	山陰	主幹、副主幹、総括専門員及			
	海 岸	び専門員(学校その他の教育			
	ジオ	機関との調整を担当する者に			
	パー	限る。)			
	ク 海				
	と大				
	地の				
	自然				
	館				
地方	略				
機関	公 文	課長補佐、主幹、副主幹 <u>、総</u>			
	書館	<u>括専門員</u> 及び専門員			
	男 女	課長補佐、主幹、係長及び副			
	共 同	主幹(学校との連携及び学校			
	参 画	における啓発に関する業務を			
	セン	担当する者に限る。)			
	ター				
	略				

皆 成学園	主幹、係長及び副主幹(学校 等関係機関との調整強化を担 当する者に限る。)
山海ジパクと地自館陰岸オー海大の然	主幹、副主幹、総括専門員及 び専門員(学校その他の教育 機関との調整を担当する者に 限る。)

皆 成 主幹、係長及び副主幹(学校 学園 等関係機関との調整強化を担 当する者に限る。)

別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員 (第2条 別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員 (第2条 関係)

1 知事の事務部局

組織		職
本庁	略 美術	課長(学芸課の課長に限
	館	る。)、主幹(試験研究又は 調査研究を担当する者に限 <u>る。)</u> 、主幹学芸員、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担 当する者に限る。)、主任学 芸員及び学芸員
	衛生環境	所長、次長、室長、 <u>主幹(試</u> <u>験研究又は調査研究を担当す</u>
	研究所	<u>る者に限る。)、主幹研究</u> 員、上席研究員、副主幹(試
	171	製、工品研究員、<u>間主幹</u>(試)験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員、研究主任及び研究員
地方	山陰	主幹(試験研究又は調査研究
機関		を担当する者に限る。)、主 幹学芸員、副主幹(試験研究

関係)

1 知事の事務部局

組織		職
本庁	略	
	美 術	課長(学芸課の課長に限
	館	る。)、 <u>主幹</u> 、主幹学芸員、
		副主幹、主任学芸員及び学芸
		員
	山陰	主幹、主幹学芸員、副主幹、
		主任学芸員及び学芸員
	ジオ	
	パー	
	ク海	
	と大	
	地の	
	自然	
	館	
	衛生	所長、次長、室長、 <u>主幹</u> 、上
		席研究員 <u>、室長補佐</u> 、 <u>副主</u>
	研究	<u>幹</u> 、主任研究員及び研究員
	所	
地方		
機関		

パー	又は調査研究を担当する者に	11 1		
ク海	限る。)、主任学芸員及び学			
と大	芸員			
_ , .	云貝			
地の				
自然				
館				
農業	場長、室長、主幹(試験研究		農業	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究
試 験	又は調査研究を担当する者に		試 験	員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び
場	<u>限る。)</u> 、上席研究員、 <u>副主</u>		場	研究員
	幹(試験研究又は調査研究を			
	担当する者に限る。) 、主任			
	研究員及び研究員			
園 芸	場長、次長、所長、室長、 <u>主</u>		園 芸	場長、次長、所長、室長、 <u>主</u>
試 験	幹(試験研究又は調査研究を		試験	 幹、上席研究員、分場長、試
場	担当する者に限る。)、上席		場	— 験地長、 <u>副主幹</u> 、主任研究員
	研究員、分場長、試験地長、			及び研究員
	副主幹(試験研究又は調査研			,,,,,,,,
	究を担当する者に限る。)、			
	主任研究員及び研究員			
畜 産	場長、室長、主幹(試験研究		畜 産	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究
試 験	又は調査研究を担当する者に		試験	湯皮、 <u>主幹</u> 、 <u>土幹</u> 、土麻が元 員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び
場場	限る。)、上席研究員、副主		場場	貝、 <u>町土軒</u> 、土仕切九貝及び 研究員
*100			<i>-7775</i>	加九貝
	幹(試験研究又は調査研究を			
	担当する者に限る。)、主任			
-l- 1	研究員及び研究員			
	場長、室長、主幹(試験研究		中小	
家畜	又は調査研究を担当する者に		家畜	員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び
試 験	限る。)、上席研究員、 <u>副主</u>		試験	研究員
場	幹(試験研究又は調査研究を		場	
	担当する者に限る。)、主任			
	研究員及び研究員			
林 業	場長、室長、主幹(試験研究		林 業	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究
試 験	又は調査研究を担当する者に		試 験	員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び
場	<u>限る。)</u> 、上席研究員、 <u>副主</u>		場	研究員
	幹(試験研究又は調査研究を			
	担当する者に限る。) 、主任			
	研究員及び研究員			
水 産	場長、次長、部長、室長、 <u>主</u>		水産	場長、次長、部長、室長、主
試 験	幹(試験研究又は調査研究を		試 験	幹、上席研究員、副主幹、主
場	担当する者に限る。)、上席		場	任研究員及び研究員
	研究員、副主幹(試験研究又			
	は調査研究を担当する者に限			
	る。)、主任研究員及び研究			
	<u>3。)</u> 、主任如九貝及U如九 員			
井 坛			+12 4+	武臣 安臣 子赵 「安西西
栽培	所長、室長、 <u>主幹(試験研究</u>		核 坩	所長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究

漁 業 又は調査研究を担当する者に セン 限る。)、上席研究員、副主 幹(試験研究又は調査研究を 担当する者に限る。)、主任 研究員及び研究員

2 • 3 略

|別表第4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(第 |別表第4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(第 2条関係)

知事の事務部局

組	織	職
地方	略	
機関	総合	院長、副院長、部長、医長、
	療育	副医長及び医師
	セン	
	ター	
	略	
本庁	略	
	福 祉	課長補佐及び副医長
	保 健	
	課	
	略	

2条関係)

知事の事務部局

	組織	ξ		職
地	総	県		臨床心理主任及び臨床心理
方	合	民		士
機	事	福		
関	務	祉		
	所	局		
	'	保		参事(人事委員会が定める
		健		ものに限る。)
		所	H	各
		Н	各	
	総合	療育	でと	課長補佐(人事委員会が定
	ンタ	<i>'</i> —		めるものに限る。)、主幹
				(人事委員会が定めるもの
				に限る。) <u>、療法士長</u> 、診
				療放射線主幹、理学療法主
				幹、管理栄養主幹、作業療
				法主幹、言語聴覚主幹、歯
				科衛生主幹、臨床心理主

漁業	員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び
セン	研究員
ター	

2 • 3 略

2条関係)

知事の事務部局

組	織	職
地方	略	
機関	総合	院長、院長代理、副院長、部
	療育	長 <u>、室長</u> 、医長、副医長及び
	セン	医師
	ター	
	略	
本庁	略	
	福 祉	課長補佐
	保 健	
	課	
	略	·

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第 別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第 2条関係)

知事の事務部局							
組織				職			
地	総						
方	合						
機	事						
関	務						
	所						
		保		参事(人事委員会が定める			
		健		ものに限る。)			
		所	H	· 格			
		H	各				
	総合	療育	デセ	課長補佐(人事委員会が定			
	ンタ	· —		めるものに限る。)、主幹			
				(人事委員会が定めるもの			
				に限る。)、診療放射線主			
				幹、理学療法主幹、管理栄			
				養主幹、作業療法主幹、言			
				語聴覚主幹、歯科衛生主			
				幹、臨床心理主幹、臨床検			

幹、臨床検査主幹、係長 查主幹、係長(人事委員会 が定めるものに限る。)、 (人事委員会が定めるもの に限る。)、副主幹(人事 副主幹(人事委員会が定め 委員会が定めるものに限 るものに限る。)、診療放 る。)、診療放射線主任、 射線主任、理学療法主任、 理学療法主任、管理栄養主 管理栄養主任、作業療法主 任、歯科衛生主任、作業療 任、言語聴覚主任、臨床心 法主任、言語聴覚主任、臨 理主任、薬剤師、診療放射 床心理主任、薬剤師、診療 線技師、理学療法士、管理 放射線技師、理学療法士、 栄養士、衛生技師、作業療 管理栄養士、歯科衛生士、 法士、言語聴覚士、臨床心 衛生技師、作業療法士、言 理士及び臨床検査技師 語聴覚士、臨床心理士及び 臨床検査技師 鳥取療育園 主幹(人事委員会が定める 鳥取療育園 係長(人事委員会が定める ものに限る。)、係長(人 ものに限る。)、副主幹 (人事委員会が定めるもの 事委員会が定めるものに限 る。)、副主幹(人事委員 に限る。)、理学療法主 会が定めるものに限 任、作業療法主任、言語聴 る。) 、理学療法主幹、作 覚主任、理学療法士、作業 業療法主幹、言語聴覚主 療法士及び言語聴覚士 幹、理学療法主任、作業療 法主任、言語聴覚主任、臨 床心理主任、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士及 び臨床心理士 中部療育園 主幹(人事委員会が定める 中部療育園 次長(人事委員会が定める ものに限る。)、副主幹 ものに限る。)、課長補佐 (人事委員会が定めるもの (人事委員会が定めるもの に限る。) 、理学療法主 に限る。)、主幹(人事委 幹、作業療法主幹、言語聴 員会が定めるものに限 覚主幹、理学療法主任、作 る。)、副主幹(人事委員 業療法主任、言語聴覚主 会が定めるものに限 任、臨床心理主任、理学療 る。)、理学療法主任、作 法士、作業療法士、言語聴 業療法主任、言語聴覚主 任、理学療法士、作業療法 覚士及び臨床心理士 士及び言語聴覚士 略 略 略

別表第7 海事職給料表の適用を受ける船舶に乗り込 別表第7 海事職給料表の適用を受ける船舶に乗り込 む職員(第2条関係)

門員、一等航海士、一等機関士、副主幹、二等航海 | 漁業取締専門員、一等航海士、一等機関士、副主幹、 廿、二等機関士、航海士長、機関士長、通信士長、航│二等航海士、二等機関士、航海士長、機関士長、通信

む職員(第2条関係)

船長、機関長、航海長、通信長、主幹、漁業取締専 船長、機関長、航海長、通信長、課長補佐、主幹、

海士、機関士、通信士、甲板長、操機長、司ちゅう 士長、航海士、機関士、通信士、甲板長、操機長、司 長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員 ちゅう員

及び司ちゅう員

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年3月30日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久美子

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

長第1 (1		かば し し	× 弗	1 (第2条		
1	1織	職	区分			組織	職	区
知本	庁	略	1		知	本庁	略	
事		課長(<u>美術館</u> の課長	3種		事		課長(農業振興局農	3₹
の		を除く。)			0)		業大学校の課長を除	
事					事		< ∘)	
務		危機管理専門官			務		危機管理専門官	
部		副本部長			部		副本部長	
局		政策戦略局名古屋代			局		政策戦略局名古屋代	
		表部の部長					表部の部長	
		行政体制整備局職員					行政体制整備局職員	
		人材開発センターの					人材開発センターの	
		所長					所長	
		副局長					副局長	
		官房長					官房長	
		美術館の館長					美術館の館長	
		美術館の副館長					美術館の副館長	
		ねんりんピックはば					ねんりんピックはば	
		たけ鳥取2024実施本					たけ鳥取2024実施本	
		部事務局の次長					部事務局の次長	
		感染症対策センター					感染症対策センター	
		の副所長					の副所長	
		衛生環境研究所の所					衛生環境研究所の所	
		長					長	
		衛生環境研究所の次					衛生環境研究所の次	
		長					長	
		自然共生社会局山陰					自然共生社会局山陰	
		海岸ジオパーク海と					海岸ジオパーク海と	
		大地の自然館の館長					大地の自然館の館長	
		くらしの安心局消費		$ \ \ $			くらしの安心局消費	
		生活センターの所長		$ \ \ $			生活センターの所長	
		雇用人材局鳥取県立		$ \ \ $			雇用人材局鳥取県立	
		ハローワークの所長		$ \ \ $			ハローワークの所長	
		農業振興局農業大学					農業振興局農業大学	

		美術館の課長	4種
		室長(衛生環境研究	
		所の室長を除く。)	
		危機管理情報官	
		原子力モニタリング	
		専門官	
		副官房長	
		農業振興局農業大学	
		校の副校長	
		総括検査専門員	
		略	
	略	1	
略	F		

4種 室長(衛生環境研究 所の室長を除く。) 危機管理情報官 原子力モニタリング 専門官 副官房長 農業振興局農業大学 校の副校長 農業振興局農業大学 校の課長(人事委員 会が承認したものに 限る。) 総括検査専門員 略 略 略

別表第2 (第3条関係)

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1) 略
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振 興監、美術館の館長、美術館の副館長、美術 館の課長、理事監、参事監(人事委員会が承 認したものを除く。)、主任教授及び検査専 門員
 - $(3)\sim(8)$ 略

2 略

別表第2(第3条関係)

備考

1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。

- (1) 略
- (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振 興監、美術館の館長、美術館の副館長、理事 監、参事監(人事委員会が承認したものを除 く。)、主任教授及び検査専門員

 $(3)\sim(8)$ 略

2 略

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改 正 後					改 正 前				
別	別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
		組織	職	区分			組織	職	区分	
	知	本庁	統轄監	1種		知	本庁	統轄監	1種	
	事		部長(政策戦略局名			事		部長(政策戦略局名		
	の		古屋代表部の部長を			の		古屋代表部の部長を		
	事		除く。)			事		除く。)		
	務		令和の改新戦略本部			務		政策戦略本部の本部		
	部		の本部長			部		長		
	局		輝く鳥取創造本部の			局		輝く鳥取創造本部の		

1 1	<u>+</u> ₩ Ε	l I	1 1	I	★☆7 ⋿		ı
	本部長				本部長		
	男女協働未来創造本						
	部の本部長				A = 1 teles are also		
	会計管理者				会計管理者		
	政策戦略局東京本部				政策戦略局東京本部		
	の本部長(人事委員				の本部長(人事委員		
	会が承認したものに				会が承認したものに		
	限る。)				限る。)		
	政策戦略局関西本部				政策戦略局関西本部		
	の本部長(人事委員				の本部長(人事委員		
	会が承認したものに				会が承認したものに		
	限る。)				限る。)		
					美術館整備監(人事		
					<u>委員会が承認したも</u>		
					<u>のに限る。)</u>		
	理事監				理事監		
	次長(政策戦略局名	2種			次長(政策戦略局名	2種	
	古屋代表部、衛生環				古屋代表部、ねんり		
	境研究所及びくらし				<u>んピックはばたけ鳥</u>		
	の安心局消費生活セ				取2024実施本部事務		
	ンターの次長を除				<u>局</u> 、衛生環境研究所		
	⟨∘⟩				及びくらしの安心局		
					消費生活センターの		
					次長を除く。)		
	局長				局長		
	政策戦略局東京本部				政策戦略局東京本部		
	の本部長				の本部長		
	政策戦略局関西本部				政策戦略局関西本部		
	の本部長				の本部長		
	原子力安全対策監				原子力安全対策監		
	行政体制整備局職員				行政体制整備局職員		
	人材開発センターの				人材開発センターの		
	所長(人事委員会が				所長(人事委員会が		
	承認したものに限				承認したものに限		
	る。)				る。)		
	総合事務センターの				総合事務センターの		
	所長				所長		
	官房長(人事委員会				官房長(人事委員会		
	が承認したものに限				が承認したものに限		
	る。)				る。)		
	文化振興監				文化振興監		
					美術館整備監		
	美術館の館長(人事				美術館の館長(人事		
	委員会が承認したも				委員会が承認したも		
	のに限る。)				のに限る。)		

				_
美術館の副館長(人			美術館の副館長(人	
事委員会が承認した			事委員会が承認した	
ものに限る。)			ものに限る。)	
感染症対策センター			感染症対策センター	
の所長			の所長	
経済産業振興監			経済産業振興監	
衛生環境研究所の所			衛生環境研究所の所	
長(人事委員会が承			長(人事委員会が承	
認したものに限			認したものに限	
る。)			る。)	
参事監			参事監	
課長(政策戦略局関	3種		課長(美術館の課長	3種
西本部及び美術館の			を除く。)	
課長を除く。)				
危機管理専門官			危機管理専門官	
副本部長			副本部長	
政策戦略局名古屋代			政策戦略局名古屋代	
表部の部長			表部の部長	
行政体制整備局職員			行政体制整備局職員	
人材開発センターの			人材開発センターの	
所長			所長	
副局長			副局長	
官房長			官房長	
美術館の館長			美術館の館長	
美術館の副館長			美術館の副館長	
			ねんりんピックはば	
			たけ鳥取2024実施本	
			部事務局の次長	
			感染症対策センター	
			の副所長	
衛生環境研究所の所			衛生環境研究所の所	
長			長	
			衛生環境研究所の次	
			<u>長</u>	
			自然共生社会局山陰	
			海岸ジオパーク海と	
			大地の自然館の館長	
くらしの安心局消費			くらしの安心局消費	
生活センターの所長			生活センターの所長	
雇用人材局鳥取県立			雇用人材局鳥取県立	
ハローワークの所長			ハローワークの所長	
農業振興局農業大学			農業振興局農業大学	
校の校長			校の校長	
衛生環境研究所の次	4種		Nº MA	4種
	士 作里			廿 7里
<u>長</u>				

		<u>政策戦略局関西本部</u> の課長 美術館の課長 室長 危機管理情報官 原子力モニタリング 専門自 女性相談支援幹 副官房長 農業 大学 秘括検査専門員	5種
地	略	検査専門員	
方機関	公文書館		
		館長	3種
	略		
	東部	略 Reverse	0.44
	地域振興	副所長課長	3種
	事務		
	所		
	略		
	精神	略	
	保健福祉	所長	3種
	世ン		
	ター		
	鳥 取	副校長	3種
	看 護		
	専 門 学校		
	倉吉	副校長	3種
	総合		
	看 護		

		美術館の課長	
		室長 <u>(衛生環境研究</u>	
		所の室長を除く。)	
		危機管理情報官	
		原子力モニタリング	
		専門官	
		副官房長	
		農業振興局農業大学	
		校の副校長	
		総括検査専門員	
		主任教授	5種
		検査専門員	
地	略		
方	公 文	館長(人事委員会が	2種
機	書館	承認したものに限	
関		る。)	
		館長	3種
	略		
	東部	略	
	地 域	副所長	3種
	振 興	課長	
	事 務		
	所		
	男女	所長	3種
	共 同		
	参 画		
	セン		
	ター		
	略		
	精神	略	
	保健	所長	3種
	福祉	次長(人事委員会が	4種
	セン	承認したものに限	1 1 年
	ター	る。)	
	鳥 取	副校長 (人事委員会	3種
	看護	が承認したものに限	○ 1主
	専門	<u> る。)</u>	
	学校	<u>a,)</u>	
	倉吉	副校長(人事委員会	3種
	総合	が承認したものに限	ひ作里
	看護		
	1	<u>る。)</u>	

専 門	略	
学校		
福 祉	所長	2種
相談		
セン		
ター		
	略	
略		
皆 成	略	
学園	所長(人事委員会が	4種
	承認したものに限	
	る。)	
	次長(人事委員会が	
	承認したものに限	
	る。)	
	養護課の課長	
総合	院長	2種
療育	1962	2 11
セン	리마스 F	o se
ター	副院長	3種
	部長(事務部及び看	
	護部の部長並びに医	
	務部及びリハビリテ	
	ーション部の部長	
	(人事委員会が承認	
	したものに限る。)	
	に限る。)	
	療法士長	5種
	看護師長	
鳥 取		
療育		
園		
中部	園長	3種
療育	次長	4種
園		
山陰	館長	3種
海岸		
ジオ		
パー		
ク 海		
と大		
地の		
自然		
館		
	i l	

専 門	略	
学校		
福 祉	所長 <u>(人事委員会が</u>	2種
相談	承認したものに限	
セン	<u>る。)</u>	
ター	所長	3種
	略	
略		
皆 成	略	
学園	所長(人事委員会が	4種
	承認したものに限	
	る。)	
	次長(人事委員会が	
	承認したものに限	
	る。)	
	養護課長	
総合	院長	2種
療育	院長代理	
セン	部長(事務部、リハ	3種
ター	ビリテーション部及	
	び看護部の部長に限	
	る。)	
	副院長(人事委員会	
	が承認したものに限	
	る。)	
		5種
	看護師長	り作
鳥 取	園長(人事委員会が	2種
療育	承認したものに限	△□□
園	る。)	
中部	園長	3種
療育	國民	の有重
園		
略		

İ	i	I		1	1
		農	業		
		試	験		
		場			
				場長	3種
		遠	芸	略	
		試	験	次長	4種
			心大	以及	4 作
		場			
			格		
			'' 畜	略	
					4 TF
			健	室長	4種
		衛	生		
		所			
		H	佫		
		水	産		
		事	務		
		所			
				所長	3種
				が交	3 俚
		H	佫		
		水	産		
		試	験		
		場	-		
		///			
				場長	3種
		F	佫		
略	}	_	_		
教	教	本戶	宁	略	
育	育			次長	2種
委	委			教育次長	
員	員			所長(人事委員会が	
会	会			承認したものに限	
事	事			る。)	
務	務			る。) 参事監	
局	局				0.44
	同			所長	3種
及				課長	
び				室長	4種
教					
育				略	
•	-				

		農業	場長(人事委員会が	2種
		試 験	承認したものに限	
		場	る。)	
			場長	3種
		園 芸	略	
		試 験	次長	4種
		場		
		鳥獣	所長	3種
		対 策		
		セン		
		ター		
		略		
		家 畜	略	
		保 健	室長 (人事委員会が	4種
		衛生	承認したものに限	
		所	<u>る。)</u>	
		略		
		水 産	所長(人事委員会が	2種
		事 務	承認したものに限	
		所	る。)	
			所長	3種
			次長(人事委員会が	4種
			承認したものに限	
			る。)	
		略		
		水 産	場長(人事委員会が	2種
		試 験	承認したものに限	
		場	る。)	
			場長	3種
		略		
略	}			
教	教	本庁	略	
育	育		次長	2種
委	委		教育次長	
員 ^	員		センター長(人事委	
会	会		員会が承認したもの	
事	事		に限る。)	
務日	務		参事監	0.45
局及	局		<u>センター長</u>	3種
及び			課長	1 15
数			室長 (育英奨学室の	4種
教育			室長を除く。)	
Ħ			略	

機 略 関 略

別表第2(第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局 東京本部、政策戦略局関西本部、政策戦略局 名古屋代表部、行政体制整備局職員人材開発 センター、衛生環境研究所、くらしの安心局 消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取 ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハロ ーワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワ ーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 及び農業振興局農業大学校の職
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振 興監、美術館の館長、美術館の副館長、美術 館の課長、人権尊重社会推進局の局長、女性 相談支援幹、理事監、参事監(人事委員会が 承認したものを除く。) 及び検査専門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうち生徒支 援・教育相談センターの職

 $(5)\sim(8)$ 略

2 略

機		略	
関	略		
略	Ş.		

別表第2(第3条関係)

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる 職をいう。
 - (1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局 東京本部、政策戦略局関西本部、政策戦略局 名古屋代表部、行政体制整備局職員人材開発 センター、衛生環境研究所、自然共生社会局 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、くら しの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥 取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県 立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米 子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハ ローワーク及び農業振興局農業大学校の職
 - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振 興監、美術館の館長、美術館の副館長、美術 館の課長、理事監、参事監(人事委員会が承 認したものを除く。)<u>、主任教授</u>及び検査専 門員
 - (3) 略
 - (4) 教育委員会事務局の本庁のうちいじめ・ 不登校総合対策センターの職

 $(5)\sim(8)$ 略

2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年3月30日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久美子

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

		改	正 後							改	正 前			
別表第			条関係)	Π			別	表第	第 5 研究職給料表級別職務分		条関係)	I		
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級		組	職務の紛散	1級	2級	3級	4級	5級
知事	美術館				課長			知						
の事 務部 局	衛生環境研究所 略		室長補佐		所長	所長		務結局	******		室長補佐		所長	所長
略 備考	略							備老	各 季 略					

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す る。

	改正後	发		改 正 前
別表第1 行政職給料表級別職務分	類表 (第2条関係)			別表第 1 行政職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)
職務の級組織	1級 2級 3級	4級 5級 6級	7級 8級 9級	職務の級 組織 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級
知事本庁 令和政策戦令和のの事 の改略局 改新推		Î	課長	知 事 本庁 <u>政策</u> 政策 戦 <u>企画課</u> の 事 戦略 略局 課長
務 部 新 推 <u>進課</u>				務 部 <u>本部</u>
部略				野各 野各
地域略				地域略
社 会美術館 振 興			館長副館	社会美術館 館長 館長 額 館 副 館
暗		長	長	部 長 長 小 次長
				はばたけ鳥取 2024実施本部事
here had made				務局
福 祉 略 保 健 感染症対策セン		Ē	所長	福祉 略 保健 感染症対策セン <u>副 所</u> 所長
部 ター 略				部 9
農 林 略 水 産 農業振 農業大		課長 課長 副 校		農林 略 水産 農業板 農業大 准 教 課長 課長 副 校
部 興局 学校		長課長		部 興局 学校 長 課長
略本庁共通(本庁の他の	主事 主事 係長		所長 次長 統 轄	略
項に職が掲げられてい	機械機械主計	補佐 補佐 長 が	危機局長 監	項に職が掲げられてい 機 械 機 械 主 計 補佐 相佐 長 危 機 局長 監
る場合は、当該職につ いては本項の規定を適	電気電気副主	主計主計製	管 理原子部長 専門力安	る場合は、当該職につ 技師 技師 員 総 括総 括課長 管理原子部長いては本項の規定を適電気電気配気 副主主計主計 至長 専門力安美 新
用しない。)	薬剤薬剤教務	教授 教授 危機	官 全対官房策監	用しない。) 技師 技師 幹 員 所長 宮 全 対 <u>館 整</u> 薬 剤 軟 務 教授 教授 危 機 宮 房 樂監 <u>備監</u>
	師 並任 衛生衛生管理	教務教務管理士	長 文化会計 参事振興管理	師
		専技専技官 聖主幹 主幹 原子	監 監 者 本部	按師 技師 栄養 専技 専技 官 監 監 者 保健保健主任 主幹 主幹 原子 美術本部
	師 師 歯科管理管理衛生	主幹 主幹 カモ管理管理ニタ	長	師 歯 番 主幹 カ モ <u>館 整</u> 長 管 理管 理衛 生管 理管 理 エ タ 偏監
	栄養栄養主任	栄養栄養リン主幹主幹が専	経済産業	栄養栄養主任 栄養栄養リン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	歯科歯科授	歯科歯科門官衛生衛生副本	振興	歯科歯科 歯科歯科門官 振興
	士 士 専門	主幹 主幹 部長	本 部	士 士 専門主幹 主幹 部長 本部
	農林農林技術技師技師員造園造園林業	使 盆 使 盆 目 房 主幹 主幹 長 副 官	長 理事 監	農 林農 林技 術検 査検 査官 房 長 技師 技師 員 主幹 主幹 長 理 事

		水産水技師技術土土技師集技師	新 集 築 新 新			房長 校 参 <u>女相</u> 支						技 水 技 土 技 建 技 講 学師 産 ・ 木 ・ ・ 祭 ・ ・ ・ ・ 芸	水黄木黄建黄				房長 校長 参事 主任 教授		
		員補 員スポス	a はポーツ 音導			2. 幹総検専員検専員						員補 ス ホ ー ツ	員スー指主親 <u>誘チフ</u> ニ補ポツ導 <u>光客</u> ーコデ				総検専員検専員括査門 査門		
	総合県民福児童事務祖局 談所	相		次長課長	次長課長	所長 次長			地方機関		県民福 児童村 祉局 談所	<u>- 9</u>	<u>- 9</u> <u>-</u>				所長 次長		
j	野 路									所	県民名 祉局す 通			チム			チ ー ム長		
	日野振興センター					所長	j	所長			略 日野振興セン ター 略						所長		虒
	県税事務所 公文書館					副所長課長館長	所長			県税事 公文書	務所						課長	所長 副 所 長 館長	
	略東部地域振興事務所					副所長課長	所長			略	域振興事務所						副所長課長		
	略 精神保健福祉センター			次長	次長	BKIK				略	同参画センター					次長	所長 次長		
	略福祉相談センター			課長	課長		服			略	談センター			護	長	課長		艉	
	略総合療育 略					次長				略総合規	寮育 略						次長		_
	センター 総合療育 ンター共 所の他に職 いてに職 いれては 場合 はなれては 規定を適 規定を適	通務項げる当いの用				副 院 長				センタ・	ンター共通 (総合事列 (形成の他の呼に職が場合した。) 場合は、) 場合は、) では本項の 規定を適用			部	<u></u>		副 院 長		
	しない。) 鳥取療育園 中部療育園 山陰海岸ジオパーク:					次長館長				鳥取療中部療				<u>8</u>	長]	次長			
	と大地の自然館 略 東部農林事務所			次長	次長	所長	75			略									<u> </u>
	米山原(中華6月7)			チー	チ ー ム長	副長課長年	副所			東部農	林事務所			Ŧ		チ ー ム長	所長所と課室チー	副所	
						ム長					策センター			副長		副所長	展		
	水産事務所			次長	次長	所長				水産事	務所			ð	長		所長 次長	所長	
İ	地方機関共通	機械機拔師技師技師	事係長機制主婦教育教育	補佐	補佐					地方機	関共通	技師	主事 伊藤 大大郎 大大郎 大大郎 大大郎 大大郎 大大郎 大大郎 大大郎 大大郎 大大	リ 主 補 全 <u>中</u> 全 察 <u>間</u>	佐上山地	補佐 中 山 間 地	検 専 則		

撮げられている 参事 所長 次長 理事 監 所長 次氏 理事 性別 原形 でいては本項 の規定を適用しない。) 一	整	本庁 教育総務課 教育人材開発課 本庁共通 (本庁の他の項に職が	拗造拗水拗土拗建拗児福司社福主精福主心療士心判員児心司児自支專員児指員保師改普員林改指員児生支員保士医ソシルー一管栄士職訓指員・断圏・産・市・策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農技造技水技土技建技児福司社福主精福主心療士心判員児心司児自支專員児指員保師改普員林改指員児生支員保士医ソシルー」管栄士職訓林師園師産師木師祭師童社 会社 神社 理法 理定 童理 童立接門 童導 健 良及 業良導 童活援 育 療ーャワカ 理養 業練障者社知館者社副育長管栄主職訓指主書主	害富 的害富 呆士 里炎 業束尊 及幹 套 育	主検主保土	長監	教表		委会 事局 び	会 事	本庁 教育総務課 教育必相開発課 人権教育選 本庁共通 (本庁の他の項に職が	農物造技水技工技建技児福司社福主精福主心療士心判員児心司児自支専員児指員保師改普員林改指員児生支員保士医ソシルー一管栄士職訓指林が園師産師木師樂・童社 会社 神社 理法 理定 童理 童立援門 童導 健 良及 業良導 童活援 育 療ーヤワカ 理養 業練導	技水技士技建技児福司社福主精福主心療士心判員児心司児自支専員児指員保卸攻普員林牧指員児生支員保士医ソシルー一管米士厳訓/ 産業・産業・産社・会社・神社・理法・理定・童理・童立接門・童導・健・良及 業良導 童活接 育 療ーャワカ 理養 業練知障者訟副育長管栄主職訓指主普主・の害福 保士・理養・業練導・及	二主幹 登主幹 查主幹 音 全 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	及:査:育:	監 次長	等 次長
	及 び 教 育	の他の項に職が 掲げられている 場合は、当該職 については本項 の規定を適用し ない。)				室	長 監 事 <u>所長</u>	次長 次長 理 <u></u> 監	快	及 び 教 育	務局	の他の項に職が 掲げられている 場合は、当該職 については本項 の規定を適用し				室長 参事 セン ター	監 次長 次長 タ 一 里 事 長 セ ン	F

略									略									
略				ner 100 m	H H 2H H	We E. T	# 56	略	モニヘナツ			-)-vir		H. 4-		We pt.	nte -	ose wir -
働委員会事務	间		主事主		果長課長 粧補佐		事務事務 局長 局長	労働	委員会事務	(a)		主事	主事係	長 主 補	! 長 課 長 佐 補佐	伙長	事利局長	務事 利 局長
					幹主幹								幹		幹主幹			
各 -tr. mtr								略	r, gpda									
背 略								備考	略									
等3 教育	職給料表			(第2条関係	£)			別表第	3 教育	職給料表	(1)級別職	務分類表	そ(第2多	条関係)			
組織		職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級	組織	b		職務の級	1級	2:	級	特2級	3級		4級
com 教育機関及び	教育機関	学校	助教諭	教諭	主幹教諭	副校長	校長	- 1 -	x 3機関及び	教育機関	学校	助教諭	教諭		主幹教諭	副校長	校長	:
婧委員会事			養護助教		指導教諭	教頭			香員会事			養護助教				教頭		
			講師 実習助手	栄養教諭 実習教諭				務局	đ			講師 実習助手	栄養者 実習者					
			寄宿舎指									寄宿舎指		- uniz				
		mte	員	寄宿舎教諭				4				員	寄宿台	含教諭				
		略 図書館		指導主事	指導主事			-			略 図書館		学校孩	引書館	学校図書館			
													支援	1	支援員			
		mta		資料相談員	資料相談員			4					資料相	談員	資料相談員			
•	教育委員	略 会事務局		係長	課長補佐	教育人材開発		-		教育委員会	略 事務局		係長		課長補佐	教育人材開	ě	
	2017-20-0			指導主事		主査				2117-22-4			指導主		<u>次長</u>	主査		
				社会教育主事		指導主査							社会教	教育主	係長 指導主事	指導主査	+-	
				学 管理主事	指導主事 社会教育主	社会教育主查 高校教育主查							学 管理:		相等土争 社会教育主	社会教育主法		
				文化財主事		課長補佐							文化即	柱事	事 (them) etc	課長補佐		
				健康管理主 事	管理主事 文化財主事								健康管		管理主事 文化財主事	次長		
				7	健康管理主								7		健康管理主			
MTH L LOYALA			BP4000V	数ない	事	可能水量	か戸		py polosiana			District.	±0.4A		事	可此大量	\$1,64 814	
町村立学校			助教諭 養護助教諭	教諭 輸養護教諭	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	市町	附立学校			助教諭 養護助教	教諭 養護教		主幹教諭	副校長 教頭	校長	:
			講師	栄養教諭								講師	栄養者					
rolle availe Wester	4-4-4			講師	2H El 4414-			Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual Annual An	ican wint Medical	+			講師	±14-	281 11 12/4-			
日本の事務部 日	本厂			課長補佐 主幹	課長補佐 主幹			局	の事務部	4/1			課長権 主幹		課長補佐 主幹			
				係長	係長								係長		係長			
				副主幹	副主幹								副主葬総括専		副主幹 総括専門員			
				朝刊員	朝門員								専門飼		朝損			
				文化財主事	文化財主事			4					文化即	柱事	文化財主事			
	-	略 文書館	1	室長	髸			-		-	格 文書館		1			総括専門員	1	
	1941/13	A = A = A = A = A = A = A = A = A = A =		課長補佐	課長補佐					1940.	~ EMP		課長補	能	課長補佐	POILTYN 19-C		
				主幹	主幹								主幹		主幹			
				副主幹	副主幹								副主葬総括専		副主幹 総括専門員			
				朝順	朝門員								朝門		専門員			
											女共同参画		課長補	帷	課長補佐			
										せ	ンター		主幹係長		主幹係長			
													副主草	伞	副主幹			
		略		•			•	7			格							
	皆	成学園		係長	係長			111		皆	戊学園		係長		係長			
	-	BO MARIN . A .		副主幹	副主幹			4					副主幸	ť	副主幹			
		陰海岸ジオ 一ク海と大		主幹副主幹	主幹副主幹													
		の自然館		総括専門員	総括専門員													
	L			朝損	朝損			┛╽┕┈										
考 略								備考	略									
第4 教育	職給料表	(2)級別職	務分類表	(第2条関係	É)			別表第	4 教育	職給料表	(2)級別職	務分類表	そ(第2名	条関係)	ı		
	_	職務の級		2級	特2級	3級	4級	組織			職務の級	1級	2希	及	特2級	3級		4級
職 町村立学校		_	助教諭	教諭	主幹教諭	副校長	校長		k J村立学校		_	助教諭	教諭		主幹教諭	副校長	校長	
				養護教諭	指導教諭	教頭						養護助差	女 養護教徒		**	教頭		
			論	栄養教諭								諭 講師	栄養教証 講師	俞				
略			講師	講師	<u> </u>	1	<u> </u>	Hé	š			11341111	Di-Stor()			ı	1	
育機関及び	教育機関	略						教育	機関及び	教育機関	略							
/育委員会事		図書館		指導主事	指導主事			教育務局	香員会事 3		図書館			書館	学校図書館			
局				咨kl+n*k=	čoki±n≠k≡			初后	9				支援員 資料相談	添 昌	支援員 資料相談員			
		略	<u> </u>	資料相談員	資料相談員	1	<u> </u>	┤ │			略	1	#11TH	/\s ²	共171700代貝	<u> </u>	1	
		中学校	助教諭	教諭	主幹教諭	副校長	校長	1			中学校	助教諭	教諭		主幹教諭	副校長	校長	
				養護教諭	指導教諭	教頭						養護助素 諭	数 養護教証 講師	偷		教頭		
			諭 講師	講師								調師	1 idea					
ŀ	教育委員	本庁	21215	係長	課長補佐	教育人材開発		1		教育委員	本庁		係長		課長補佐	教育人材開發	ě	
	会事務局			指導主事	/SE	主査				会事務局			指導主 社会教		次長	主査 指導主査		
				社会教育主 事	保長 指導主事	指導主查 社会教育主查							事			担等土宜 社会教育主3	ŧ	
I			1	1 *	1		1	1 1 1					•				•	

			略		管理主事 文化財主3 健康管理 事		課長補							略		管理主事 文化財主導 健康管理 事	事	事 <u>次</u> 5 主事	補佐	
知事の					課長補佐 主幹 係長 副主幹 専門員 文化財主男	課長補佐 主幹 係長 副主幹 専門員 文化財主事	Ē			知居	1事の事務					課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主男	朝刊員	<u>明員</u>		
		_	文書館		<u>室長</u>	<u>室長</u>						地機		Y書館				総批	専門員	
					課長補佐 主幹 副主幹 専門員	課長補佐 主幹 副主幹 専門員										課長補佐 主幹 副主幹 総括専門員 専門員	課長補主幹副主幹総括専専門員			
			略										セン	女共同参画 ノター		課長補佐 主幹 係長 副主幹	課長補 主幹 係長 副主幹	左		
		_	成学園		係長	係長							皆玩	答 文学園		係長	係長			
)*	陰海岸ジョ ベーク海とラ の自然館		主幹 副主幹 総括専門員	副主幹 主幹 副主幹 総括専門員 専門員										副主幹	副主幹			
備考	略			1	31 394	GI Dec		ı		備	考 略				1	1				
	研究	職給料表	級別職務 職務の編	分類表(第 吸 1級	2条関係)	3級	4	級	5級		_	开究職系	合料表征	吸別職務? 職務の編	分類表(第 及 1級	2条関係)	38	99	4級	5級
組織知事の事	事務部	略				- 10.7	1 -		- 10.4	_	織 事の事務	部略	ř	_						
局		衛生環境略	研究所		研究主任	主幹研究員	所長 室長		所長	局	j	衛門	上環境的 4	兖所		室長補佐		所	ž.	所長
		農業試験	場				敡						 能試験場	}				場長	ŧ	場長
		略水産試験	場				場長					水道	各 包試験場	}				場	ŧ.	場長
		略		1	ı		1					B;	各		1					
備考	略										略 考 略									
別表第6	医療	職給料表	(1)級別	職務分類表 職務の級	5		T .	<i></i>		別表	第6 日	医療職績	合料表((1)級別順	職務分類表 職務の級	第2条		_		
組織	非終部	地方機関	略	_	1級	2級	3	級	4級	_	織 事の事務	SOR HILL	- K###	略	_	1級	2)	汝	3級	4級
局	3-132111	PE27/19095		背センター		部長	院長副院長	į.		局		3417 762	719093		ヤンター		部長室長	部店 院店 院店 副家	t 代理	
			m4r				部長							m/v				室		
		略	路									B	各	略						
別表第7	医療	職給料表	(2)級別	職務分類表	(第2条队	目係)				別表	第7 日	三寮職総	合料表((2)級別項	職務分類表	(第2条队	目係)			
組織		鰯の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		織	職務		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事	合 后	j	臨床心理 士	臨床心理 士	臨床心理 主任	臨床心理 主任				知の	1 事 総治	争務所	i						副局長	局長
局	務所	通					H	副局長	局長	局	部									
	_		士 臨床検査 技師	士 臨床検査 技師	主任 臨床検査 主任	臨床心理 臨 主任 主 臨床検査 臨 主任 主	幹 床検査	索法士長			総台	療育セ	-	±	±	臨床心理 主任 臨床検査 主任	主任	主幹		
	鳥取療		臨床心理 士 臨床心理	±	主任	主任臨床心理					中容	原育園	ı					次長		
	略		<u>±</u>	土	놢	主任.					B									
備考										備	考 略	ı.								
別表第	9 海	事職給料職務の		務分類表((第2条関係 2級	3級	4級	ŧ	5級	別	表第 9		競給料 観客の級			第2条関係 2級	系) 3級	4	1級	5級

知事の事務部局	航海士	航海士	船長	船長
	機関士	機関士	機関長	機関長
	通信士	通信士	航海長	航海長
	甲板員	甲板員	通信長	通信長
	機関員	機関員	副主幹	
			航海士長	主幹
			機関士長	漁業取締専門
			通信士長	員
			漁業取締専	門
			員	

知事の事務部局	航海士	航海士	船長	船長
	機関士	機関士	機関長	機関長
	通信士	通信士	航海長	航海長
	甲板員	甲板員	通信長	通信長
	機関員	機関員	副主幹	課長補佐
			航海士長	主幹
			機関士長	漁業取締専門
			通信士長	員
			漁業取締専	門
			員	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年3月30日から施行する。